

～次期・男女共同参画せんだいプラン策定に向けて～
「仙台市の男女共同参画推進のための計画のあり方について（中間報告）」の公聴会

日 時 平成 27 年 12 月 8 日（火）午後 6 時～7 時半
会 場 エル・ソーラ仙台 大研修室
出席委員 下夷美幸会長、佐藤理絵委員、嶋田悦郎委員、立岡学委員、
事務局 小林市民協働推進部長、筒井男女共同参画課長、蛭名主幹兼企画推進係長
男女共同参画課担当者

次 第

1 開会

2 仙台市挨拶

市民局 市民協働推進部長 小林 弘美

3 「仙台市の男女共同参画推進のための計画のあり方について（中間報告）」
についての説明

仙台市男女共同参画推進審議会 会長 下夷 美幸

4 中間報告についての意見交換

5 閉会

1 開会

○筒井男女共同参画課長

ただいまより、「仙台市の男女共同参画推進のための計画のあり方について（中間報告）」に関する公聴会を開会いたします。私は本日司会を務めさせていただきます仙台市市民局男女共同参画課長の筒井と申します。よろしくお願いいたします。

はじめに、本日の公聴会に出席いただいている仙台市男女共同参画推進審議会の委員の皆様をご紹介させていただきます。

○出席委員、自己紹介

○配布資料確認

2 仙台市挨拶

○筒井男女共同参画課長

公聴会の開催にあたりまして、はじめに仙台市市民局市民協働推進部長の小林よりごあいさつを申し上げます。

○小林市民協働推進部長

皆様、こんばんは。仙台市市民協働推進部の小林と申します。本日は、年末のお忙しい中、公聴会にお越しいたきまして、ありがとうございます。日頃から皆様には、男女共同参画に関する市政にご協力とご理解をいただいていることにつきましても、改めてこの場をお借りしまして、御礼を申し上げます。本日は、次の男女共同参画せんだいプラン策定のための公聴会ですが、簡単に法律などの枠組みについて、仙台市のプランとの関わりをご紹介させていただきます。

国におきましては、平成 11 年に男女共同参画社会基本法が施行され、それに基づいて国も、男女共同参画のための基本計画を策定しており、現在第 4 次計画の策定作業中という段階でございます。

仙台市におきましては、平成 15 年に男女共同参画推進のための条例が施行されまして、それに基づき、初めて平成 16 年に「男女共同参画せんだいプラン 2004」を策定し、その後平成 21 年に 1 回改定をしまして、現在のプランは東日本大震災後の平成 23 年の 9 月に策定されているという経過がございます。また、この基本法のほか、DV防止法、それからこの秋に施行された女性活躍推進法も勘案しながら、プランを策定していかなければならないという環境がございます。

このプランの策定にあたりましては、今日ここにご出席いただいております男女共同参画推進審議会にご審議いただき、その議論の結果を受けて、仙台市がプランを策定するという流れになっております。この審議会は、学識経験の先生方、それから福祉、労働、子

ども、学校教育、医療、人権などの分野から、また市民公募の委員、企業の方、NPO、マスコミの方など幅広く構成されております。まさしくプランの内容もこういった多岐にわたるものということで、審議会委員の皆様には、様々なご意見を頂戴してきたところでございます。

昨年度からこれまでに、男女共同参画社会に関する市民意識調査、配偶者等からの暴力に関する調査などを行いながら現状を把握するとともに、参画プラン・カフェという市民参加のワークショップも3回開いてまいりました。今日、ご参加の皆様の中にも、そのカフェに参加をいただいた方もいらっしゃるのかなとお見受けしております。

このように、審議会では、現行のプランの総括からはじまり、ここまで約一年間をかけて内容を検討してきております。本日は、会長の下夷先生より中間案のご説明をいただきますので、先生、よろしくお願いいたします。

最後になりますが、これまで仙台市では、市民の皆様の市民力を活かしたまちづくりを行ってまいりました。次の男女共同参画せんだいプランの策定におきましても、本日の皆様からのご意見のほか、今実施中のパブリックコメントなどで、たくさんのご意見をいただいた上でプランの策定を行ってまいりたいと考えております。そういう意味でも今日の公聴会は、大事な節目になるかと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

3 「仙台市の男女共同参画推進のための計画のあり方について（中間報告）」

についての説明 仙台市男女共同参画推進審議会 会長 下夷 美幸

○筒井男女共同参画課長

それでは、審議会の下夷会長から中間報告のご説明をいただきたいと思っております。下夷会長、よろしくお願いいたします。

○下夷会長

改めまして皆様、こんばんは。会長を務めております下夷と申します。今日はたくさんお越しいただきまして、ありがとうございます。とても心強いです。私たち、審議会は、昨年11月に市長から、「仙台市の男女共同参画推進のための計画のあり方について」の諮問を受けました。私たち審議会にお願いされておりますことは、現行プランを振り返り、計画の構成や施策の方向性、重点的に取り組む課題などについて審議するという事です。私たちは審議した施策の方向性について答申を行いますが、それに沿って、仙台市が具体的な計画をつくると聞いております。昨年度は、参画プラン・カフェに私も参加しまして、市民の皆さんとも意見交換をしたところでございます。他に、仙台市が実施した市民意識調査の結果も踏まえながら、委員全員で一生懸命議論をして、ここまでまとめてきたというところです。今日は、中間案についてご説明をさせていただきまして、できるだけたくさんのご意見をいただきたいと思っております。それで最終的により良い答申となるよう、私たちの力でもう1回まとめ直していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

いします。

ではまず概要版をご覧くださいと思います。1番の「計画の基本的な考え方」では、5点ほど掲載しております。これは今、小林部長がお話になったことと重なっております。はじめの三つは、このプランの位置づけになっておりまして、一つ目は、男女共同参画推進条例に基づく推進計画であり、男女共同参画社会基本法に基づく市町村の計画でもあるということです。二つ目は、プランの一部がDV防止法に基づく基本計画になっているということです。三つ目は、女性活躍推進法に基づく市町村の推進計画でもあるということです。こうした法律と関わっておりますので、国の第4次計画の方向も確認しながら、審議をしてきたところでございます。

続いて四つ目に関しましては、国は、現行計画では15の重点分野を定めていますが、新しい計画では、三つの政策領域に大きくまとめ直して、構成を変えているようです。他都市の状況を見ますと、国にならって構成を変える都市もあるようです。審議会の意見としては、本市プランの六つの基本目標が必要な分野を網羅しておりますし、これまでの取り組みの継続性という観点からも、この構成で進めるべきではないかという意見や、国のように大きく三つにまとめてしまうと、抽象的になって課題があいまいになってしまうのではないかなどの意見がありました。こうした意見を踏まえて、次のプランでも、現行の六つの基本目標の枠組みを基本的に維持して、これまでの5年間の変化やこれから先の見通しなどを含めて取り組んでいくほうがいいのではないかと考えております。最後の五つ目は、基本目標にはそれぞれ重点課題と成果目標を掲げる必要があるということです。現在のプランも重点課題を掲げていますが、六つの基本目標とは別に重点課題を設定していません。そのことで、基本目標と重点課題との関係が分かりにくいというところがありましたので、今回は六つの基本目標の下に重点課題をそれぞれ設定するという形を提案しています。そして、男女共同参画につきましては、多くの施策が関わっておりまして、プランの中では子育ての分野や保健福祉の分野、市の他の計画を取り込んでいる部分もあります。できるだけ市の他の計画と齟齬が無いように、整合性を取ることが前提になっております。以上が1の計画の基本的な考え方についてです。

2が新計画のポイントです。一つ目は、「地域全体における女性の活躍推進」です。現在、大きなトピックになっている、女性の活躍推進に関することです。特に働く女性の活躍については、社会的な機運も高まっておりますので、この機を逃さずに、審議会でもこの点は進めていこうということで、提案をしております。一方で、地方自治体としては、働く女性だけではなく、家庭や地域などいろいろなところで、男女が共に個性や能力を発揮できるような社会を目指そうということがありますので、そういったことも取り組みとして進めていくべきだというような考え方でやっております。

二つ目は、「ワーク・ライフ・バランスの実現」です。ここは様々な問題があって、なかなか市の取り組みだけでは進まないところではありますが、これからの人口減少社会の中でも人々が充実した生活を送っていくためには、継続して取り組まなければいけないとこ

ろだということで、ワーク・ライフ・バランスの推進も大きなポイントとして取り上げています。

三つ目は、「女性に対する暴力の根絶」です。これは、基本的人権という最も重要なところですので、基本目標に据えて、今後もしっかりと取り組んでいくことを提案しております。

最後の「防災・復興まちづくりにおける男女共同参画の推進」ということにつきましては、東日本大震災の経験や教訓を基に、ここ仙台市は全国的に見ても、先駆的な取り組みをしておりますし、またそういった取り組みを国内、または海外に発信していくという責任もありますので、大きなポイントとして取り上げております。審議会でも平成24年12月に、仙台市に「地域防災を効果的に推進するために必要な男女共同参画の視点について」の提言を行っております。引き続き、一つの取り組みとして進めていただきたいと思います。

概要版の裏側をご覧くださいますと、新計画の基本目標、施策の方向、重点課題が一覧になっております。こちらは、後ほどご覧ください。

続きまして、本編をご覧ください。ポイントだけご説明したいと思います。1ページは、「中間報告の公表にあたって」で、これまでの経緯や審議の状況について説明しております。3ページからは、「男女共同参画をめぐる動向」で、国の動向と仙台市の動向が書かれております。7ページからの第2章は、現行プランの振り返りの部分です。六つの基本目標に、300ぐらいの施策が貼り付いているということで、その施策を市に自己評価してもらった上で、審議会での議論をまとめてあります。15ページからは、現在のプランの重点課題についての進捗状況をまとめたものです。これについてもぜひ、数値目標の達成状況などをご覧くださいと思います。この全体を見ますと、5年間で実施するとされたことは、着実に進んできていると思われれます。ですが、一歩進めばまた次の課題と、終わりがいいことですので、さらに様々な議論があるところかと思えます。

これまでの実績と評価を踏まえ、23ページ以降が次期計画について我々がまとめているところです。第3章の1の「計画の目的及び基本理念」、2の「計画の位置づけ」につきましては、先ほど概要版でご説明したとおりです。3の「計画の期間」は、5年間ということで、それが妥当ではないかと考えております。4の「計画の構成」につきましては、先ほどご説明したとおり、六つの基本目標を継承して、その基本目標の下に重点課題を定めていくことを提案しています。重点課題は定めますが、重点課題だけやればいいということではなく、各分野のけん引役として、重点課題にグッと引っ張ってもらって、その関連の施策も一緒に進めていくということです。

25ページからの第4章が、基本目標六つについて具体的な事柄が書いてあるところです。はじめに、基本目標1「政策・方針決定過程への女性の参画」です。施策の方向の「市の審議会等への女性委員の登用」は、全体の目標は達成していますが、さらに進めていくということです。重点課題につきましては、「企業や地域における女性の参画」の部分の新し

く提案しております。雇用の場での女性の登用については、なかなか難しいところもありますが、企業側の理解を進めるということが重要です。重点課題に関する具体的な施策例をご覧くださいますと、仙台市だけではなく、経済団体や宮城県、宮城労働局などとの連携が不可欠だということも示しているところです。また、地域の様々な場での女性の活躍が推進できるように、二つの男女共同参画推進センターが拠点となって、それを支援していくということも提案しています。

次に、基本目標2「男女共同参画への理解の促進」です。ここは、基本になるところかと思えます。固定的な男女の役割分担意識につきましては、問題がまだ残っておりますので、重要な点として指摘しております。特に審議会の議論では、男性や子ども、若者への啓発が必要ではないかという意見が多々出ました。そのようなことで施策の方向や重点課題にも努めておりまして、重点課題に「男性・子ども・若者への啓発の推進」を入れております。

基本目標3「男女の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」です。これにつきましては、ワーク・ライフ・バランスを望んでいる人が大変多いということで、男性の家事・子育て・介護等への参加や、企業への理解促進などを掲げております。また、この分野については、仙台市を代表して、市役所に率先して進めていただくということも、こちらから提言をしております。施策の方向についても、そのような事柄が並んでおりまして、重点課題のところで「市の職員のワーク・ライフ・バランスの推進」や、「男性の家事・子育て・介護等への参加の促進」、「保育サービスの拡充と多様な子育て支援の展開」を掲げています。重点課題に関する具体的な施策例としては、女性活躍推進法に基づき、仙台市も事業主として頑張ってくださいということなどを書いています。

基本目標4「男女が共にいきいきと働ける労働環境づくり」です。先ほどのワーク・ライフ・バランスのところは、「仕事を続ける」ということと「生活を大事にする」という、そういう視点での目標ですが、目標4は、働く場の環境整備という視点でまとめたところですので、現行プランについては、この労働環境づくりについての重点課題がありませんでしたので、今回は重点課題についても指摘をし、女性活躍推進を受けて、市も取り組んでいく部分や、女性の就業継続、あとは起業です。仙台市が「日本一起業しやすいまち」を目指していますので、男女共同参画の側面からも、起業は女性の多様な働き方の一つとして進めたいということ、書いております。

続きまして、基本目標5「女性に対する暴力の根絶・生涯を通じた健康支援」です。タイトルからも分かりますが、現行プランでは、ここはDVの内容だけでしたが、ここに、現行プランでは基本目標2に入れていた、女性の生涯を通じた健康支援、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの部分に移しております。それは、DVの根絶の前提として、男女の性差の違いも認識した上で、イコールパートナーシップをつくっていくことが大事だろうということで、女性の性や体に対する自己決定権に非常に関係することなので、ここに入れたほうがいいのか、ということになりました。タイトルが長くなっていますが、

そういう意図です。また、この基本目標5については、ここだけが女性に対するということになっていて、男性に対する暴力はどうかという議論もありました。セクシュアル・ハラスメントなどは、男性も女性も問わないことですし、様々なハラスメントに広げて本文では書いていますが、タイトルには、女性に対する暴力ということをはっきりと打ち出そうということを選択しました。それは、圧倒的に女性に被害者が多く、特に深刻な事態に陥るような場面が、女性の側に偏って多くあります。国では、安全・安心という大きな枠組みにしていますが、そうすると課題がぼやけてしまうという議論があり、今回は、タイトルに「女性に対する暴力」を掲げ、強く打ち出したほうが良いということで、このようになっております。これについては、市民の皆様のご意見もぜひ伺いたいと思っております。施策の方向や、重点課題につきましても、仙台市配偶者暴力相談支援センター事業を平成25年に開始していますので、この事業をさらに前進させてほしいということを書いております。現行プランとの継続性を重視して、さらに進めるというスタンスになっています。

最後に、基本目標6「復興・未来へつなぐまちづくりにおける男女共同参画」です。先ほども触れましたとおり、ここについては、仙台市ではたくさんの取り組みがなされてきて、国内外に大きな影響をもたらしていると思いますので、今後も引き続きやっていくということです。「復興」というタイトルを付けるかどうかということも議論しましたが、引き続き「復興」というタイトルを掲げて、さらに施策を推進していくことを提案しております。また、この基本目標6は、領域が幅広くなっておりまして、施策の方向は六つ、重点課題は四つ提案しております。まちづくりや地域づくりを、防災や復興の観点から進めるということのほか、性的マイノリティの方への理解や貧困の問題などについても深刻な事態が表面化しておりますので、施策の方向⑥に「貧困など困難を抱える方の安全で安定した生活と社会参加への支援を行う」を加えるなど、進めていけるようにしております。

次の第5章は、計画の推進ということで、推進体制と評価のあり方等が書いてあります。審議会としましては、市に今後も具体的な数値目標を設定していただいて、随時その達成度を確認しながら、確実に進めていくようにということを提案しております。また、推進体制につきましても、エル・パーク仙台とエル・ソーラ仙台という男女共同参画推進センターの2館体制がとても大事ですので、この2館とせんだい男女共同参画財団が一緒になって、市民協働でやっていくということも加えております。

以上、駆け足ですが、私からの説明は以上です。来年2月頃を目途に、審議会で最終的な答申をまとめて、市長に提出したいと思っておりますので、今日は、残りの時間をフルに使って、皆様のご意見をいただいて、次のプランに反映させられるような答申にしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

4 中間報告についての意見交換

○筒井男女共同参画課長

下夷会長、ありがとうございました。それではここから意見交換に移らせていただきます。この公聴会でいただきましたご意見は、後日、市のホームページなどで公開を予定しておりますので、公聴会の内容を録音させていただいております。そのため、ご発言いただく際にはマイクを使用していただきたいと思います。係の者がマイクをお持ちしますので、そちらのマイクでお話しいただけるようお願いをいたします。

また、発言を希望される方は、恐縮ですが、挙手をお願いいたします。私のほうで順番にご指名をさせていただきます。それから、今日はできるだけ多くの方にご意見を頂戴したいと思いますので、お一人5分程度を目安にお話しいたきますようお願いいたします。4分ぐらい経ちましたら、係がベルを鳴らしますので、目安にしていただければと思います。どうかご協力をよろしくお願いいたします。

それではここまでご質問はないでしょうか。特にないようですので、ご意見をお伺いしてまいりたいと思います。中間報告のどの部分からでも結構です。皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

○発言者1

性的マイノリティについて、現行プラン策定の時にお伺いしました。そこで、男女共同参画の中に性的マイノリティのことは入っているということで、お話をいただいていたが、現行プランには、明確な形でそれを表したのがあるかと言うと、疑問があります。今回、基本目標6の中に「性的志向や性同一性障害等を理由とした」という形で盛り込まれて、とても良かったと思っております。ただ、用語解説に、性同一性障害はありますが、性的指向がありません。性的指向についてお分かりになる方はあまりいないと思います。これについても入れるほうがいいだろうと思います。また、性的マイノリティも入っていません。性的マイノリティは、多様です。性的指向、性自認、それと体の性も性分化疾患というような形で、マイノリティがいるわけで、そういったものを包括して性的マイノリティと呼んだりしますので、そういったものを広く含むものだということをごどこかに入れてほしいと思います。

特にここ基本目標6では、理解を進めるためということで触れられていますが、相談先が必要だと思います。審議会の中でも相談に位置づけてはどうかということが言及されていて、議事録にも載っています。基本目標2で、男性相談の検討ということがありますが、それと同じように、性的マイノリティに対する相談もしっかり明記して、位置づけていただきたいと思います。性的マイノリティのことはこれらに留まらず、男女共同参画の根幹をなしていると思いますが、性的マイノリティに限らず、セクシュアリティ全般のことだと思います。その中で典型的な男女以外にも、7.6%が性的マイノリティというようなデータもあります。そういうことを鑑みて、実はDVの中には、同性間のDV、性的マイノリティの間でのDVがあります。女性に対するDVも深刻ですけれども、性的マイノリティに対するDVは、相談先はありません。さらに深刻と言ってもいいかと思います。性暴力

についても、女性や子どもに対する性暴力と書いてありますが、男性も性暴力を受けます。男性から男性への性暴力というのはかなり深刻です。そういったものをきちんと書いて、うちではやっていますよと旗を上げないと、性的マイノリティは相談できません。そういったことを仙台市は率先してやってほしいと思います。市長定例会見でも何度も性的マイノリティのことは言及されています。そういったところでぜひ進めていただきたいと思います。

また、パブリックコメントの提出の方法についてですが、どの程度の匿名性を許してもらえるのかを伺いたいです。住所、氏名に加えて、性別の欄がありますが、自分はどこにつけたらいいのかと迷う方が、性的マイノリティの中にはたくさんいらっしゃると思います。住所も仙台市のみでいいのか、名前は仮名でもいいのかというところが認めてもらえたらいいなと思います。市は、プライバシーを最大限尊重しながら漏らさないということですが、心配で意見が出せない人、それは性的マイノリティだけではなく、性暴力被害者もそうだと思います。そういった方の声にならない意見をどのように拾っていくかというところについて、十分な配慮をお願いしたいと思います。

○下夷会長

男女共同参画審議会では、セクシュアル・マイノリティという観点は常に持つてはいますが、用語の説明や書き込みが足りなかったこと、あとは相談先について、とても貴重なご意見をいただけたと思います。

渋谷区や世田谷区では、同性をパートナーとして認める条例や要綱の制定という動きもあります。LGBTの問題につきましては、あらゆる人が個性と能力を発揮して、生きやすい社会をつくるという男女共同参画社会の基本ですので、たくさんの意見を出していただければと思います。

また、意見様式の性別の欄は、配慮が不足で大変申し訳ありませんでした。意見の提出方法について、事務局、いかがでしょうか。

○筒井男女共同参画課長

パブリック・コメントの出し方について、事務局から補足をさせていただきます。性別欄については、配慮の足りない様式を作ってしまったようで、お詫びしたいと思います。提出様式については、この様式は参考様式として出しているもので、任意の様式で構わないということにしております。住所とお名前は書いていただきたいと思っております。それ以外の項目につきましては、参考にお伝えいただければ、これから施策を進めていく上で、こういった方がどのようなご意見をお持ちかということが分かればいいという趣旨でした。できましたら住所とお名前を書いていただき、ご意見は、任意の様式でも受け付けをしたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○発言者 2

今のことにひとつ関連して、36 ページの性的指向や性同一性障害ですが、私も説明の語句を入れたらいいと思います。インターセックス、性分化疾患の方がたくさんおられるので、セクシュアル・マイノリティとか、性的マイノリティという言葉の説明が用語解説にあると、分かりやすいと思いました。

それから、34 ページの上から 5 行目から 6 行目くらいが、生涯を通じた健康支援のリプロダクティブ・ヘルス/ライツの部分かなと思って期待を持って読みましたが、施策の方向、重点課題、具体的な施策例には、そのようなことの展開があまり見当たらないので、それはどこに入るのかなと思いました。このことは、特に若い人に、男女共に教育することがとても大事で、暴力の根絶のためにもとても大事なので、この部分が具体的な施策例に表れると良いのではないかと思います。

○下夷会長

用語については、十分検討しておりませんでしたので、これから行いたいと思います。また、この基本目標 5 は、内容が盛りだくさんになりましたので、配慮が足りなかった部分があるかもしれません。いただきましたご意見は、とても重要なところですので、もう一度検討するというところでよろしいですか。

○筒井男女共同参画課長

生涯を通じた健康支援は、もともと基本目標 2 に入っていた部分を移設してきたもので、施策の方向の⑦と⑧の部分です。現行プランの内容をそのまま移動させた形になっていますので、対応が十分でないということのご意見なのかなと思いました。

○下夷会長

重点課題がうまく付いていないということがあるようです。再度十分に検討したいと思います。

○発言者 3

私は、少し気になっていることの感想が一つあります。それは女性活躍推進法を参考にしているというか、にらみながらやるというご説明がありました。私たちは、女性活躍推進法は、一部の女性のための施策ではないかと感じています。本文の中には、非正規の問題についても書かれていますが、一部の女性に対する施策だけでは、今の情勢では足りないのではないかと感じています。

現行プランの 27 ページに、「仙台市における雇用形態別雇用者の性別構成比」がありますが、今回この計画を策定するにあたって、これについて調査されているのでしょうか。今言われていることは、非正規労働者が 4 割にも達しているという話と、それから女性の

貧困の問題と、子どもの貧困の問題がとても大きな社会問題になっていると思います。非正規労働者は、労働者派遣法も改悪をされて、なかなか正規になれないし、賃金の格差がとても開いてきている実態の中で、非正規労働者の問題はどのように扱っていくかということは、この女性の問題の計画の中ではとても重要だと認識しています。例えば賃金にしても、労働条件にしても、とても重要だと思いますが、そのことは企業に対して啓発、連携という簡単なまとめをしていて、具体的に何をどうしていくかがちょっと見えないので、言いようがありませんが、この非正規の問題をきちんと取り扱わないと、高齢期の女性の貧困問題につながるのではないかと感じています。そのことをどのように議論されてきたのか、教えていただきたいと思います。

○筒井男女共同参画課長

なかなかこの非正規雇用者の問題は、仙台市だけの取り組みが難しい分野であると思います。そういった議論があったと思いますが、委員の皆様から何かありますでしょうか。

○嶋田委員

確かにおっしゃるように、女性の非正規雇用者が多いというのは事実でございます、仙台市に限ったことではなく、宮城県でも多いでしょうし、全国的にも多いと思います。女性活躍推進法においても、女性従業員について企業の中で分析してもらうにあたっては、非正規労働者の割合の高さは、当然課題として上がってくるのだと思いますので、そういった課題を分析してもらって、企業に対策を講じてもらうということはまず一つあります。また、仙台市として具体的にどういったことができるのかということは、仙台市にお考えいただくことになると思います。

○下夷会長

女性の活躍推進法が一部の女性に偏っているという認識は、個人的には思っております。特に仙台は地方ですので、中小企業のことが大事ですし、今お話にあった非正規の問題については、高卒の女子たちの間でも非正規しか選べないという状況があつて、それが生涯の貧困につながり、場合によってはシングルマザーになって貧困が連鎖するということがありますので、その問題は認識として十分持っております。

それを仙台市の施策としてどこまでやれるかというところは、なかなか労働の分野に踏み込めない部分もあつて、難しいところではありますが、問題ははっきりしており、それを打ち出すことは大事だと思うので、もう一度考えていきたいと思っています。

○発言者 4

28 ページの基本目標 2 と 32 ページの基本目標 4 は、一緒に考えていったほうがよろしいのではないかと思います。今子どもの貧困問題もあります、老若

男女問わず、働きたい人が働けないような状況が続いています。その中で、生活保護や賃金の低い人以外にも、路上で生活する人が老若男女を問わず増えています。どうしてかと考えてみましたが、しっかりとした家庭の中で味わうべきものが失われているからではないかと思いました。ですので、労働は労働で分けるのではなく、子どもと親がしっかりと一緒にいることができる空間づくりとか、そのほうがいいのではないかと思いました。昔は男性が働いて、女性が家庭というのが定番でしたが、今はそういう時代ではないとは言えども、小さい時にはお母さんが近くにいて、土台としてしつけるべきところはしつけるほうがいいのではないかと感じたりします。いろいろなことを総合して考えますと、やっぱりこれは一緒なのではないかと思います。

もう一つは、28ページの「男女共同参画への理解の促進」を図るための若者への啓発の推進については、知っている方は意外と少ないです。ですので、大学や専門学校や高校、障害者の施設などにも推進を図っていくように、促すことができればよいと思います。32ページにも関係してくると思います。子どもや若者の確かな勤労観などに関しては、啓発の推進をもう少し具体的に分かるように、学校や施設にも教えていただけると、助かるのではないかと思いました。

家庭に戻るのが難しい人たちについても、仙台市で考えていただけたらと思うことがあります。家庭に戻るのが難しいから、要するに全体的に力がなくなっていて、路上生活をする人が絶えないんです。そういう人たちをつくらないためにも、家庭に戻るのが難しい人たちのための教育などがあればと思いました。

あとは細かい話になりますが、DVなどの話になると、必ず先ほどのような男、女という話になりますが、もう一つあり、結婚しているか、結婚していないかという、離婚歴についても考えるべきだと思います。私は、離婚歴がありますが、あなたは未婚ですか、既婚ですかと言われると、すごく気になるというか、適正な言葉はないのかしら、必ず分けなさいいけないかしらと思ったりします。未婚とか既婚とか、そういう言葉の影に、私たちのような離婚歴のある者たちに対しても何かあればなと思うときがありました。

あとは放課後の中高生のための居場所づくりとか、今学生さんたちがどこで遊べばいいのか分からないのか、図書館を使ってしまうので、いろいろな人たちが使えない場合があります。ですので、もっと居場所があったらいいかしらと思いました。

○筒井男女共同参画課長

多岐にわたるご意見を頂戴したと思いますが、委員の皆様から何かありますでしょうか。

○立岡委員

今、路上生活者の話が出ました。私自身がやっているNPOが路上生活者の支援をしています。確かに親と一緒に居られるような環境があったら、多分そういう生活にならなかった方もいるだろうと思っています。ただ、現実的にそういう状況になってしまったので、

ここからどのように一步進めていくかというところをサポートしている状況です。今年の4月1日から今までに、110人程の方がうちの法人のシェルターに入所して、次のステップという形を踏んでいます。女性の方で、居所を失ったという方も、今年度20名程受け入れている状況です。

ここの基本目標6にあります。貧困という問題から自立支援事業が始まり、こちらも私たちの法人でやらせてもらっている部分があるので、お話しさせていただきますと、今現在、この自立支援事業の相談窓口で、12月8日の段階で991名の相談がありました。そのうち女性は386名です。今までは、男性の相談がだいぶ多かったのですが、女性の相談も増えているので、市と連携をしながら、何とか相談者に伴走するように寄り添いながら、支援を進めさせていただいている状況です。具体的にここに盛り込んでいく上で、もっと拡充させていかなければいけないのではないかと考えているところです。

○佐藤（理）委員

教育についてですが、ご指摘のとおり、基本目標2の理解の促進の中で、教育の重要性というのは私どもも認識しております。施策の方向①では、人権意識や男女平等意識を育むにあたって学校教育について書いてあります。ご意見にあった家庭教育や社会教育の場面でも、子どもだけではなく、様々な年齢の方々に対する教育や啓発がとても重要だということで、基本目標2に盛り込ませていただきました。基本目標は六つあり、こういう構成で章立てはしていますが、それぞれに関わりがあります。先ほど28ページと32ページが関わっているのではないかとご指摘でしたが、労働の場面でのくくりとして、この基本目標4を立てており、当然のことながら、基本目標2と4はリンクするわけです。それぞれの目標の間で重なる部分も多いのですが、こういう形で仕分けしたところで、基本目標4の施策の方向①に、子どもや若者に対する勤労教育を推進するというところを取り立てて書いたところでした。

章立ては別になっておりますが、それぞれに重なる部分があり、仙台市で施策を行っていく場合にも、これをリンクさせながら、それぞれの担当部署が連携しながら取り組んでいただくことを、私どもでは求めていきたいと思っております。

○発言者4

先ほどの労働者の話ですが、今は施しのスタイルではなく、共に働けるような居場所が提供されないと、路上生活者はどんどん増えていくような感じがします。日本では、施しのスタイルの支援はもう終わりではないかと思うときがあります。人間は働くことに意欲を燃やすので、働くことによってお金がもらえなくてももらえても、結局は自分が確かに存在しているというところに行きたいわけだから、もう施しのスタイルの時代は終わったということになる。ともに働けるような、例えばカフェをつくるとか、ワーキングができるとか、畑をつくるとか、そういった簡単なことでもいいのではないかと思います。

○立岡委員

先ほど相談の状況をお伝えしましたが、その中で就労したいとか、居場所がほしいという方々に対しては、自立支援事業の枠組みの中に、就労準備支援という事業を仙台市では実施しています。そこでは、ステップアップしていく段階において、農業を体験したり、パソコン操作を覚えたりと、段階的にその人に合ったプログラムを組んで、就労に向けて、就労だけではない場合もありますが、生きていく力をつけるための支援事業も並行して行っています。そういう取り組みを仙台市も実施していることをお伝えさせていただきます。

○筒井男女共同参画課長

ここの部分については、福祉の取り組みが新しい法律で進んできたということで、NPOの皆さんと仙台市がいろいろと取り組んでいるところだと思います。審議会の中で、この問題が地域福祉の問題にとどまらず、男女共同参画の問題でもあるという議論が行われ、参画プランの中にも位置づけるべきだということが入ってきたと、事務局でも思っていますし、仙台市の担当部局にも、こうしたご議論があったことを伝えてまいりたいと思います。

○発言者 5

二つありますが、一つは、基本目標3のこれまでの評価では、子育ての部分のサービスは一定程度拡充したと評価されています。今回の新しい目標では、男性の育児休業取得などを推進するというのが主になっていて、保育サービスの部分が少ないように見受けられます。

私は保育所に預けている子どもがいますが、もともと公立保育所には入れず、せんだい保育室にずっと預けてきました。せんだい保育室も基準がありましたが、就学前まで預けられるということで安心して預けてきました。けれども、子ども・子育て支援新制度に変わったことで、せんだい保育室がなくなって、小規模保育園になったところ、0歳児から2歳児までと、3歳児以上を預けるところが細切れになってしまいました。せんだい保育室であれば、2人目についても空けておいてくださいと言えば、ある程度融通が利いた面もありましたが、そういうこともなくなってしまいました。

いろいろ問題があって、男性の子育て参加、参画という言い方がいいのか、私は疑問です。そういうことよりも、私の周りを見ても、2人目を1人目と同じ保育所に預けられないということで悩んでいたりと、希望するところになかなか入れないとか、いろいろなことで復帰をためらっていたりとか、そういう話がされたりしていますので、もう少し新しい計画でも、施設が増えたとか減っただけではなく、具体的に預けている現状の問題点などを含めて、子育てがしやすい仙台市というのを考えて具体的に盛り込んでいただけたらいいと思います。

もう一つは、男女共同参画への人権意識の理解とか、DVなどにもつながるのかなと思

いますが、今までは、高校生や大学生にデートDVの教育などを行っていると書かれていますが、もう少し早くてもいいのではないかと率直に思っています。小学4年生頃に、生理のことなどは、そういうことがくるんだよというふうには教えられるようですが、それ以上の例えば人権をお互いに尊重するなどの教育や、性教育、DVについても、なるべく早いうちにそういう教育をする場を設けてもいいのではないかと思っています。

男女平等とか人権尊重の教育の際に、LGBTの問題もそうですが、離婚しているひとり親世帯のことなどについても、なぜお母さんと違う苗字なのかとか、いろいろな家庭があるということが小学生だとなかなか分からないので、いじめまでいかななくても、そういうことでからかわれたりといった問題は教室の中にもあったりもします。そういうことも含めて、教育をもう少し早いうちからするようなことがあってもいいのかなと思っています。

○佐藤（理）委員

私も同感です。審議会でもそのような発言をしまして、皆さんとも共有したところがございます。これについては、34ページ、基本目標5の施策の方向①に、「人権尊重や非暴力の観点からの教育の充実を図る」と書いております。この中には、成人向けの教育だけではなく、できるだけ早い時期からの学校教育あるいは幼児教育での取り組みを、私たちの中ではイメージしておりまして、細かいところまで書き切れてはいなかったのですが、この中に含まれるとお考えいただければよろしいかと思います。

それから子育て支援のことですが、これは30ページです。ここについても私どもでは、ワーク・ライフ・バランスを考えると、子育て支援、それから介護に対する支援がまだまだ足りないという認識がございます。施策の目標②の「保育や子育て支援の充実を図る」と、③「高齢者や障害者の介護・自立支援の充実を図る」。ここに盛り込んだつもりでおります。

○下夷会長

子育ての保育の問題と、子どもへの人権教育の問題ですね。佐藤委員からもお話がありましたとおり、ワーク・ライフ・バランスのところの重点課題では、これまでに掲げていた成果目標については一定程度クリアしている部分もあったので、概ねの評価はしていますが、新しいプランにおいても、この重点課題できっちりと保育サービスの拡充と多様な子育て支援の展開を、さらに進めていくことは強く提案しています。ただ、具体的な保育所の入所基準をどうしてほしいなどは、男女共同参画のこの審議会からはなかなか言いにくいところであり、市のすこやか子育てプランのほうでより強く押していただきたいと思えます。全体として考えると、待機児童という話になりますが、一人一人の個人や家族にとっては、そこで入れるか入れないかということが一生に関わることなので、個々の人生において、仕事と子育てを両立できるという体制を整えなければいけないということを、強く述べたいと思っています。

人権の話については、私も参画プラン・カフェのDVのテーマの回に参加しましたが、そこでも、子どもの頃からの人権教育が大事だということは、強い意見として出ておりまして、審議会でもいろいろ審議したつもりでしたが、具体的な施策例のところ、そういう部分が見えていないところはあったかもしれません。仙台にいる子どもたちは、人権教育が学校に限らず、就学前からできているという、そういうことを目指すような形にしてほしいということは意見としてありましたので、うまく反映できていないかもしれませんが、その認識は私たちも共有しております。

○筒井男女共同参画課長

会長からもお話があった34ページの基本目標5の重点課題①に「人権尊重、DVの根絶と被害者支援に向けた啓発の推進」が掲げられていて、審議会の議論では、特に若い人、今以上に若い人に対する啓発が必要という議論もあったかと思います。この重点課題を審議会から提案されますと、仙台市ではどのような取り組みを行っていくかという話になってきますが、その際審議会の意見や、今いただいたご意見で、特に若い人に対する啓発が重要ということが示されていますので、仙台市としても参考にさせていただきたいと思っております。

○発言者6

審議会の皆さんが話し合いをして、基本目標6に「復興」という言葉を付けることにしたということで、大変ありがたいなと思います。震災から年数が経ち、忘れ去られている感じがしないでもないのですが、仙台市ではきちんとタイトルをつけたということは、いいなと思います。

また、暴力のところも、皆さんで話し合いをして、あえて「女性」を入れたということも、いいなと思いました。

また、35ページにある、誰もが安心して暮らすことができるまちづくりに向けて、ひとり親世帯、高齢の方などに対する支援が必要だということをもう少し大事にしてほしいと思いました。被災者の方々の医療費負担については、岩手県などはまだ支援が続いているのに対し、仙台や宮城の場合では支援がないということもあります。自分自身ちょっと体調が悪い時に、財布を心配するという素朴な生活になったので、そこを自分で健康づくりするつもりではいますが、そのところを高齢の人たちの問題もとても大事だと思います。

そして先ほど、保育のことは言っていたので、児童クラブについて発言すると、仙台市は28年度から対象学年を拡大する予定としていますが、それが実施されるのか不安な思いでいます。そのところをもう少し充実させてほしいと思います。

○下夷会長

健康支援のところは、特に女性は自分のことよりも、夫や子どものことを先に考えて、自分の健康をなおざりにしたり、健診を怠ったりということがありますので、女性自身が健康に留意することをサポートすることは、男女共同参画の中でも重要なことだと考えております。

また、児童クラブにつきましては、基本目標3の重点課題③に入ります。就学前の子どもの保育サービスの拡充だけではなく、小学1年生の壁みたいなどころへの支援も入れておりますので、今後も続けていきたいと思っております。

○筒井男女共同参画課長

ありがとうございました。残り時間が少なくなってまいりましたので、今、挙手されている4名の方まで、ご意見を伺いたいと思っております。

○発言者7

先ほど出た保育サービスのところで、私の意見も少し言いたいと思っております。保育サービスという言い方に違和感を覚えるのですが、保育を考えたときに、預ける側の保護者の都合よりも、預けられる子どもの生活を一番に考えてほしいと思っております。子どもが育ちゆくすべてのことで、質をきちんとしてほしいという思いです。前に仙台の保育所関係の方に充実をお願いしたときに、国の新制度の中で、公的なものには補助金が来ないので、民間のほうにお願いしたいような姿勢を述べられて、ちょっとびっくりしました。そこは公的なもので、市民の子どもたちを大切に育てるという意識をきちんと持っていただきたいと思ったのですが、お金が一番のようなお話にがっかりしています。庭もなく一つの部屋に閉じ込められるような保育は決してしてはいけないと思っております。

0歳から2歳児で区切ったというのは、その辺に関わりがあるのではないかと、とても子どもたちの生活を心配します。0歳から就学前まで、お兄さん、お姉さんに見守られながら育ち、お庭に遊びに行ける保育所が望ましい。そしてそこで働く人たちも、ここの30ページに、市の職員のワーク・ライフ・バランスの話があって、とてもいいなと思いましたが、その公設の保育所で働く職員の方も、正規の身分で精神的にも経済的にも安定すれば、子どもや保護者への対応もとても安定したものになると思うので、その辺についても踏み込んでいただきたいと思っております。日本の中では松本市のように、ほとんどの保育所が公立の保育所というところもあるので、税金をどこに使うかということも、考えていただきたいと思っております。

○発言者8

ワーク・ライフ・バランス、性別役割分業意識の問題と人権の問題で、学校教育の中で家庭科が今疎かにされている実態があるのではないのでしょうか。今日学校の先生がいらしているかどうか分からないですが、家庭科の時間が減らされて、先生が掛け持ちで行って

いるという実態があり、人権教育もその性別役割分業の問題も、なかなか十分な議論をして、学校教育の中でなし得ないではないかというおそれを持っています。

そういう意味では、この人権教育や性別役割分業が、家庭科の中に位置づけられているということ、やはり重要視した発想が必要ではないかということです。性教育の問題もそうだと思います。性教育が人権教育と合わせて、学校の中できちんとやっていただくことが大事じゃないかと思います。

○発言者 9

2011年から5年間の評価のところの基本目標6の防災についてです。2の今後の課題のところに、「町内会等における防災活動での女性の活躍に確実につながっているとはいえず、地域に対する息の長い働き掛けが求められます」とあります。36ページの基本目標6の施策の方向と重点課題も同じような表現で終わっていますが、町内会で防災訓練をした際に、旧態依然として、町内会では女性の仕事と男性の仕事を振り分けしていると思うんですね。せつかく、2013年から15年まで3年間、仙台市のSBL（仙台市地域防災リーダー）養成の講座がありましたが今年で終わりです。女性に防災分野でも活躍してもらいたい、女性の力が必要であるということが分かっているのであれば、SBLの養成ももう少し続けていたきたいと思いますし、SBLの資格を取った人だけじゃなく、力を貸しますよという女性をぜひ、町内会活動の中に引き込んでください。SBLの講座は終わっても、町内会活動に入れてもらえないSBL有資格者がたくさんおられます。仙台市の税金を使っていただいて講座を受けて修了しても、それが活かされないのでは、税金の無駄使いにもなりますので、その辺をぜひ町内会に働きかけをしていただきたい。もっと強い表現にしていだきたいと思います。

○発言者 10

36ページに表れている、ダイバーシティに関してのところ、今仙台市では、障害者差別禁止条例について検討されていますが、その中に女性障害者のことが言及されました。そういった複合的な問題があると思いますが、ここに書いてある性別や年齢、障害の有無などが、男女共同参画視点と複合なのか、全般的に人権課題としてのいろいろな課題ということなのか、いろんな問題は、バラバラにあるわけではなく、一人にいろいろ重なって生活困窮に陥るとか、そういう複合的なものだと思います。そういった視点がもう少しはっきり表れたほうがいいのではないかと思います。「性別や」が入っているからそういうことなんでしょうけれども。こういったものが重なって、一人の中にたくさん課題があるぞと。それを包括的にどう対処していくかという視点を、ぜひ生活困窮者自立支援法の言及があるので、そういうところが表れたらいいなと思います。それぞれあるという、いろいろな併記が行政にはありがちですが、それをどうまとめていくかという、縦割りをどう破るかというところをよろしく願いできたらと思います。

○筒井男女共同参画課長

仙台市の施策へのご要望というか、こういうところが不安だと心配だとか、しっかりやってほしいというご意見がたくさんあったのかなと思います。審議会は、仙台市の施策全体も見た上で、ここはぜひ男女共同参画の視点からもしっかりプッシュしたいというところを、答申の中にいろいろと書き込んでくださっているということだと思います。

本日は、市民の方からいろいろと仙台市の施策に対しての意見がありましたので、それぞれの担当課にきちんとお渡しをしていきたいと思います。子育てのほうは、去年プランができていますので、私たちもこれに沿って進めていく状況ですが、教育関連は、来年新しいプランをつくることになっていくと思いますので、そこにもお伝えしてまいりたいと思います。

また、SBLについては、なかなか町内会に入っていけないということは、男女問わない問題としてあるということ、担当課でも話していましたので、本日のご意見もお伝えしたいと思いました。委員の皆様から、付け加えてご意見をいただけることがありますでしょうか。

○下夷会長

人権に関する学校教育のことですが、今日は委員がいらしてないですが、仙台市の小学校の校長先生もいらっしやいまして、審議会ではこうした問題もお話しております。男女平等や人権教育は、仙台市の小学校では大きな柱の一つとして、体系的に組み込んでいけるそうです。家庭科だけではなく、社会科や総合学習の時間、道徳、各教科などで推進しているところだそうですというなお話は受けております。最近は、名簿も男女混合になっていたり、一年生から男子も女子も「何々さん」と呼ぶようになるなど、かつてよりは様変わりしている部分はあるかとは思いますが、お話しいただいたとおり、とにかく小さい頃から、学校と家庭と地域が一体になって進めていかなくはいけない問題ですので、そこはもう少し書き込めるように努力したいと思います。

○佐藤（理）委員

先ほど地域防災リーダーのことをおっしゃっていただきありがとうございます。私もその声はとてもよく聞いておりまして、審議会でもそういう話は皆さんといたしました。やはり地域組織の中で、町内会の中でなかなか女性のリーダーが力を発揮する場面が少ないということで、基本目標6の施策の方向③に「地域活動における男女共同参画を推進する」を入れています。シンプルな文言ではありますが、ここに込めた思いはたくさんありまして、町内会という既存の組織の中で、生活者である女性たちがそこで活躍していけるようにという考えです。そのためには基本目標2の啓発の部分もとても大きいと思いますし、皆さんがそういう意識改革をして、地域の中で、女性が活躍できるような環境をつくっていききたいというのは、審議会で何回も論議したところでございます。

まとめると、シンプルな文言にしかならないので、ご不満もあるかもしれませんが、今後、その具体的な施策例を市が立てていただく中で、私どもも働きかけられるところは働きかけていきたいと思っております。

○下夷会長

今の追加で、重点課題②に、「地域防災や復興まちづくりを担う女性の人材育成及びネットワークの構築」を入れていますので、これをなくすということはやめていただきたいと思えますし、またできるだけ、資格を取った方たちが活躍できるように、ネットワークの構築も必要であると考えています。一人ではなかなか行きにくかったり、アイデアがなかったりするのを、ネットワークを構築して、こういうやり方だとうまくいくよとか、そのように進めていけるようにと思っています。

5 閉会

○筒井男女共同参画課長

ありがとうございました。ご意見の尽きないところかとは思いますが、終了の時間となりました。これで意見交換は終了とさせていただきますが、最初に申し上げましたとおり、今月 28 日まで郵送やファクス、Eメールのいずれかの方法によりまして、ご意見を受け付けております。

本日は、皆さんにおいでいただき、審議会の思いを皆さんにお話しできる機会となって、本当にありがたかったなと思います。仙台市としましても、いろいろな意見を受け止めながら、できるところから頑張って進めていきたいと思っております。

それでは、今後の予定について説明をさせていただきます。中間報告に対しまして、本日皆様からいただいたご意見、それからパブリック・コメントでお寄せいただきましたご意見を踏まえまして、2月を目途に審議会から答申を頂戴する予定でおります。仙台市では、この答申の方向性を踏まえまして、来年度からスタートする新たな男女共同参画せんだいプランを策定してまいりたいと考えております。皆様には、今後とも様々な面でご協力をお願いできたらと思っております。

それでは以上をもちまして、本日の公聴会は閉会とさせていただきます。お忙しい中、ご参加いただきまして、誠にありがとうございました。どうぞお気をつけてお帰りくださいませ。

—了—